

〈別紙2〉

介護予防通所リハビリテーション ばんなん白光園のご案内

(令和6年4月1日現在)

1 ばんなん白光園の概要

(1) 施設の名称等

- ・ 施設名 社会福祉法人白十字会 介護老人保健施設 ばんなん白光園
- ・ 開設年月日 平成2年8月1日
- ・ 所在地 茨城県神栖市賀2148
- ・ 電話番号 0299-93-1162
- ・ FAX番号 0299-92-0361
- ・ 管理者名 施設長 鈴木 善作
- ・ 介護保険指定番号 0853680015 (茨城県)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話等の介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整等の退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような方針を定めていますので、ご理解いただけた上でご利用下さい。

【運営方針】

介護保健法の基本理念に基づいて、利用者が要介護状態となった場合に於いても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

(3) 施設の職員体制

	資格	員数	業務内容
管理者		1人	施設管理業務全般
医師	医師	1人以上	診断、治療処置
薬剤師	薬剤師	1人以上	薬の調剤
看護職員	看護師	8人以上	看護業務
	准看護師		
介護職員	介護福祉士	21人以上	身体介護及び日常生活
	介護員		
支援相談員	介護支援相談員 社会福祉士	1人以上	相談業務・他調整

	資格	員数	業務内容
相談員	社会福祉士	1人以上	減免、相談業務・他調整
介護支援専門員	介護支援専門員	1人以上	サービス計画作成
理学療法士又は 作業療法士	理学療法士 作業療法士	2人以上	運動療法・物理的療法によるリハビリテーション
管理栄養士	管理栄養士	1人以上	栄養管理指導
事務職員		1人以上	総務、経理

(4) 施設の詳細の概要

通所定員	20名	談話室	18.3㎡
ダイルーム	90.4㎡	機能訓練室	84.0㎡
浴室	臥床式特殊浴槽	レクレーション室	40.0㎡
	座位式特殊浴槽	食堂	168.0㎡
診察室	17.2㎡	相談室兼談話室	40.6㎡

2 サービスの内容

- ① 介護予防通所リハビリテーションサービス計画の立案
介護支援専門員が包括的自立支援プログラム（課題分析）に基づき利用者の要支援度に応じた計画を作成します。
- ② 食事の提供
管理栄養士の栄養管理の下、基本食、おやつ、特別食を準備します。
朝食 07:30～08:30
昼食 12:00～13:00
おやつ 15:00～15:30
夕食 18:00～19:00
※ 食事は原則として食堂（ホール）でおとりいただきます。
- ③ 入浴の提供
入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。
通所者は、毎日ご利用できます。
- ④ 医学的管理・看護の提供
医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。
- ⑤ 介護の提供
介護技術をもって、自立支援及び日常生活の援助を行います。
（入浴、清拭、着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い・介助等）
- ⑥ 機能訓練の提供
理学療法士等の指導の下、運動療法、物理的療法等により、リハビリテーションを行い機能の回復を図ります。
- ⑦ 相談
支援相談員及び相談員が随時介護以外についても相談に応じます。

⑧ 理美容

出張理美容サービスにて実施しています。

※申込は代行いたしますが、料金については直接の支払いとなります。

3 施設利用にあたっての留意事項

- ・火気の取扱い 喫煙を含め、火気の使用は禁止しています。
- ・設備・備品の利用 物品愛護の精神でご利用下さい。
- ・所持品・備品等の持込 必要最小限とし、名前の記入をお願いします。
- ・金銭・貴重品の管理 原則的には管理致しません。
- ・宗教活動 禁止行為としています。
- ・ペットの持込 禁止行為としています。

4 非常災害対策

- ・防災時の対応 人命確保を第一優先に対応します。
- ・防災設備 警報設備、消火器、消火栓、スプリンクラー、自家発電機を常設。
- ・防災訓練 夜間の避難訓練（1回以上）を含め、通報・消火・避難訓練年それぞれ2回以上、計画的に実施しています。

5 苦情処理の体制

(1) 苦情相談担当

当施設の施設サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承り苦情の円滑、円満な解決を図るため社会福祉法第 82 条の規定により、本事業所では利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えることとしています本事業所における苦情解決責任者、苦情受付担当者および第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めています。

担当	施設長	鈴木 善作	TEL	0299-93-1162
	支援相談員	城之内貴代	FAX	0299-92-0361
	第三者委員	梶山 正子 池田 明		

(2) その他

事務所前に備え付けた「ご意見箱」をご利用下さい。又、当施設以外に市区町村の相談窓口等に苦情を伝えることができます。

茨城県国民健康保険団体連合会	
介護保険課（苦情関係）	TEL 029-301-1565
神栖市長寿介護課介護保険グループ	TEL 0299-91-1702
潮来市高齢福祉課介護保険グループ	TEL 0299-63-1111
鹿嶋市介護長寿課	TEL 0299-82-2911
行方市介護福祉課介護保険グループ	TEL 0299-55-0111
銚田市介護保険課	TEL 0291-33-2111
稲敷市高齢福祉課	TEL 029-829-2000
香取市高齢者福祉課介護保険班	TEL 0478-50-1208
銚子市高齢者福祉課	TEL 0479-24-8755
東庄町健康福祉課介護保険係	TEL 0478-80-3300
匝瑳市高齢者支援課介護保険班	TEL 0479-73-0033
野田市高齢支援課介護認定係	TEL 0471-23-1353

6 事故発生時の対応

介護予防通所リハビリテーション利用者に施設サービスの提供により事故が発生した場合は、当施設マニュアルに基づき当初の医療・看護等人身処置後、速やかに家族等に連絡し必要な処置に努めます。

7 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただく為に、利用者及び利用者の親族・友人等による「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」を禁止します。

8 その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。